



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………一
……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…
- 公共測量の実施（四件）……………一
……………（都市整備局都市基盤部調整課）…
- 建築基準法による一団地の区域……………二
……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…
- 特定非営利活動法人の認定……………二
……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…
- 再開発等促進区を定める地区計画の原案（二件）……………二
……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…
- 感染症指定医療機関の辞退……………二
……………（福祉保健局健康安全部感染症対策課）…
- 感染症指定医療機関の指定……………四
……………（同）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二一
件）……………五
……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………六
……………（同）…
- 平成二十九年十二月十四日付東京都告示第千八百
二十号……………六

告示

●東京都告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十四年東京都告示第百四十四号町田都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年一月九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 町田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画緑地事業第三十一号葉師池北緑地
- 三 事業施行期間 平成二十四年二月六日から平成三十四年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
平成二十四年東京都告示第百四十四号及び平成二十六年東京都告示第二百八十号の事業地のうち、町田市野津田町字峯及び字丸山各地内において事業地を変更する。

使用の部分

変更なし

●東京都告示第十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、武蔵野市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年一月九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 武蔵野市
- 二 測量の種類 公共測量（数値撮影（デジタル））
- 三 測量の区域 武蔵野市市内
- 四 測量の期間 平成二十九年十月十二日から平成三十年一月十七日まで

●東京都告示第十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、三鷹市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年一月九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 三鷹市
- 二 測量の種類 公共測量（数値撮影（デジタル））
- 三 測量の区域 三鷹市市内
- 四 測量の期間 平成二十九年十一月二十四日から平成三十年二月二十八日まで

●東京都告示第十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年一月九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(数値撮影(デジタル))
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十二月一日から平成三十年一月二十四日まで

●東京都告示第十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、調布市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年一月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 調布市
- 二 測量の種類 公共測量(数値撮影(デジタル))
- 三 測量の区域 調布市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十月五日から平成三十年一月十七日まで

●東京都告示第十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年一月九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

- 対象区域の地名地番 認定年月日
- 東大和市桜が丘三丁目四十四番十四 平成二十九年十月一日
- 及び同番三十一
- 二 認定計画書の縦覧場所
- 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦町四丁目六番三号)

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年一月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 特定非営利活動法人 Hands On Tokyo
- 二 代表者の氏名 セオドル・シー・ガイルド
- 三 主たる事務所の所在地 東京都港区麻布台一丁目四番三号 エグゼクティブタワー麻布台四〇二
- 四 認定の有効期間 平成二十九年十二月六日から平成三十四年十二月五日まで

再開発等促進区を定める地区計画の原案につ

いて 東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例(平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。)第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の決定の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

平成三十年一月九日

東京都知事 小 池 百合子

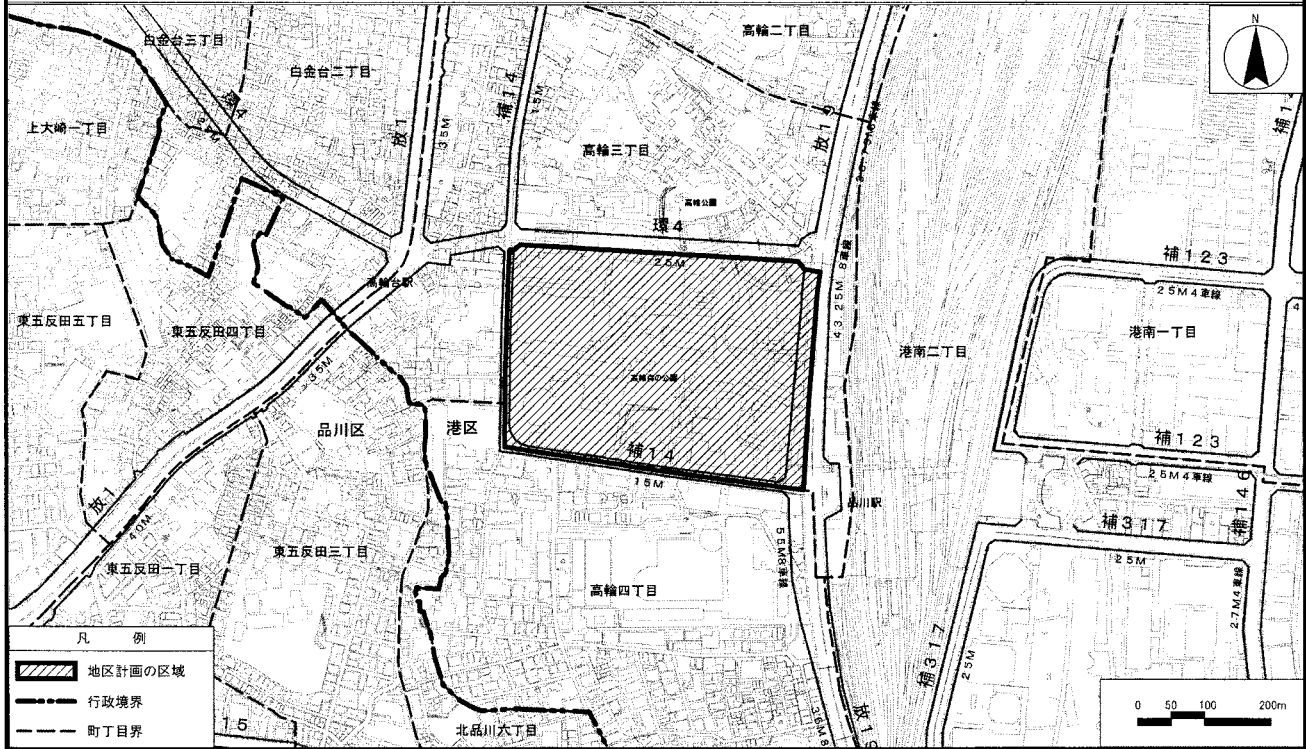
- 一 名称 品川駅西口地区地区計画
- 二 位置 港区高輪三丁目地内
- 三 区域 別図のとおり
- 四 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び港区役所
- 五 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間
- 六 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

別 図

東京都市計画地区計画
品川駅西口地区地区計画

区域図

[東京都決定]



この地図は、国土地理院長の承認（平24開公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（29都市基交第425号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 （承認番号）29都市基街都第129号、平成29年8月2日

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。）第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

平成三十年一月九日

東京都知事 小池 百合子

一 名称 豊洲地区地区計画

二 位置 変更する区域 江東区豊洲五丁目及び豊洲六丁目 各区内

三 区域 別図のとおり

四 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び江東区役所

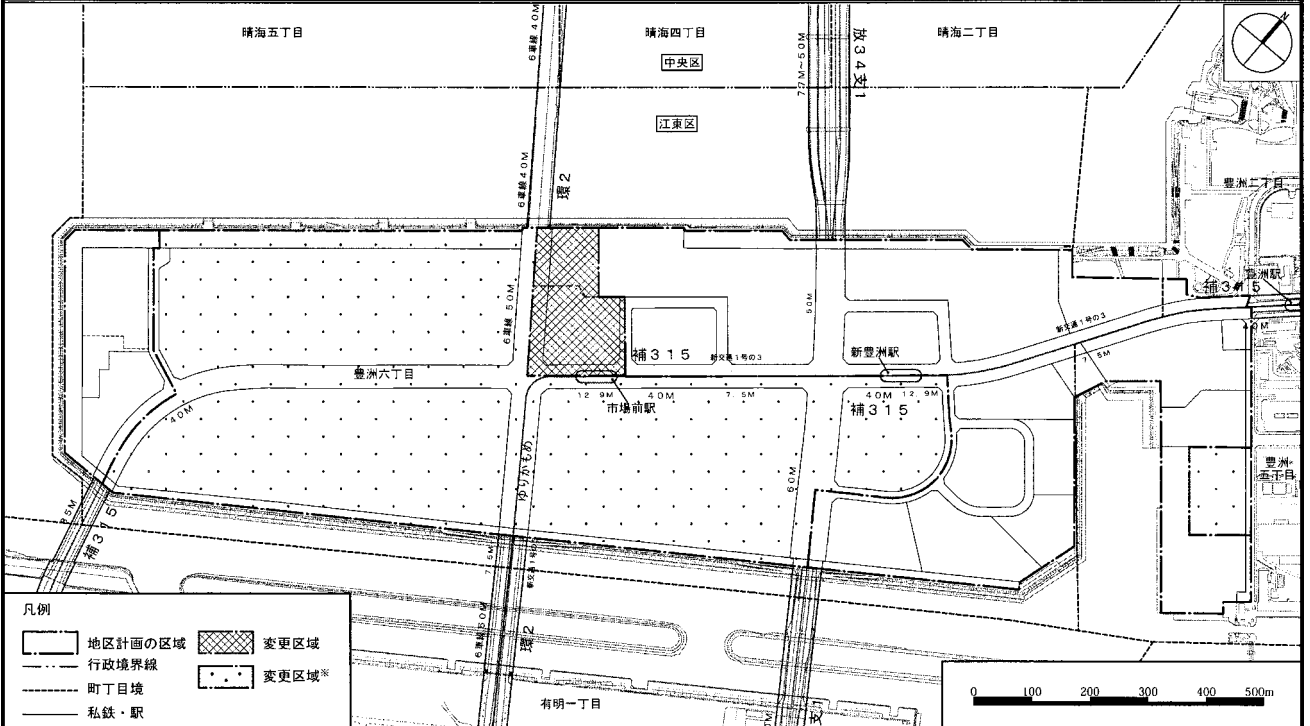
五 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間

六 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課

別図

東京都市計画地区計画
豊洲地区地区計画 区域図

[東京都決定]



※都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行による建築基準法(平成25年法律第201号)の改正により、同法別表第2に「(ち)田園住居地域内に建築することができる建築物」の項目が追加されたため、(ち)項以降の項目にずれが生じました。これに伴い、本地区地区計画において同法別表第2を参照している箇所(地区整備計画(建築物等の用途の制限))について、表記上の整合を図るため、記載を変更します。なお、規定される内容に変更は生じません。

この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(28都市基交第840号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)28都市基街部第309号、平成29年3月6日

感染症指定医療機関の辞退について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第三十八条第二項の規定に基づき指定した感染症指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成三十年一月九日

東京都知事 小池 百合子

指定番号	名称	種別	所在地	辞退年月日
一四二九〇	片山病院	第二種 (結核患者収容施設を有する病院)	江戸川区東松本二丁目十四番十二号	平成二十九年十一月三十日

感染症指定医療機関の指定について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第三十八条第二項の規定に基づき、第二種感染症指定医療機関を次のとおり指定した。

平成三十年一月九日

東京都知事 小池 百合子

指定番号	名称	種別	所在地	指定年月日
〇一九	江戸川メデアケア病院	第二種 (結核患者収容施設を有する病院)	江戸川区東松本二丁目十四番十二号	平成二十九年十二月一日

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年一月九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十年一月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ニュウマン新宿
- 二 店舗所在地 新宿区新宿四丁目一番六号
- 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社
- 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社トゥモローランドほか三十二名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社トゥモローランドほか三十五名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社フォーシーズほか一名
- 八 変更前の小売業者 浅野 幸子(株式会社フォーシーズ)

の代表者名

ズ)ほか

九 変更後の小売業者の代表者名 浅野 秀則(株式会社フォーシーズ)ほか

十 変更日 平成二十八年三月二十三日ほか

十一 届出日 平成二十九年十一月三十日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間 平成三十年一月九日から同年五月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年一月九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十年一月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 ニュウマン新宿

二 店舗所在地 新宿区新宿四丁目一番六号

三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社

四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号

五 変更前の開店時刻 午前十一時

六 変更後の開店時刻 午前十時

七 変更前の来客が駐車場を利用することができるとがでる時間帯 午前十時三十分から午後十時三十分まで

八 変更後の来客が駐車場を利用することができるとがでる時間帯 午前九時三十分から午後十時三十分まで

九 変更日 平成二十九年十二月二十九日

十 届出日 平成二十九年十一月三十日

十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間 平成三十年一月九日から同年五月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 ホームズ葛西店

二 店舗所在地 江戸川区東葛西九丁目三番六号

三 設置者名 株式会社島忠

四 設置者住所 埼玉県さいたま市西区三橋五丁目

千五百五十五番地

五 変更前の駐車場の
位置及び収容台数
店舗内ほか 千五百六台

六 変更後の駐車場の
位置及び収容台数
店舗内ほか 千十八台

七 変更前の駐輪場の
位置及び収容台数
店舗南東側ほか 五百三十六台

八 変更後の駐輪場の
位置及び収容台数
店舗南西側ほか 五百三十六台

九 変更日
平成三十年八月八日

十 届出日
平成二十九年十二月七日

十一 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十二 縦覧期間
平成三十年一月九日から同年五月
九日まで。ただし、東京都の休日
に関する条例(平成元年東京都条
例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十年一月九日

一 店舗名
株式会社池袋ショッピングパークBプロ
東京都知事 小 池 百合子

ツケ

二 店舗所在地
豊島区南池袋一丁目二十九番一号

三 設置者名
株式会社池袋ショッピングパーク

四 意見

ア 聴取者
豊島区長

イ 概要
意見なし

ウ 收受日
平成二十九年十二月十一日

五 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間
平成三十年一月九日から同年二月九日ま
で。ただし、東京都の休日に関する条例
(平成元年東京都条例第十号)に定める
休日を除く。

七 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

正 誤

○平成二十九年十二月十四日付東京都告示第千八百二十号

ページ一段一行一 誤 一 正

五 上 一五 町田市金森東一 町田市金森東一

丁目三百五十五 丁目三百五十五
番一地先まで 番一地先

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)
電話 〇三(五三三二)一〇一一一

郵便番号
163-8001

定 価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

